革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が令和２年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の５の５第３項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「旧措法10の５の５」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

１　記載要領

⑴　「②」欄、「③」欄及び「④」欄には、革新的情報産業活用設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、設備等の種類、細目等を記載します。

⑵　「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

⑶　「⑫」欄の割合が、３％以上である場合には「⑬」欄で税額控除限度額の計算し、３％未満である場合には「⑭」欄で税額控除限度額の計算します。

⑷　「⑯」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※１）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{ｉ＋ⅱ（※２）}}$$

ｉ…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ⅱ…総合課税の長期譲渡所得の２分の１の金額と一時所得の２分の１の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の３）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の３）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の４）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法93）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の６）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※２　上記の算式中の分母の「ｉ＋ⅱ」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

⑸　「⑰」欄には、「⑫」欄の割合が３％以上である場合には「又は15」を消し、３％未満である場合には「20又は」を消します。

⑹　「⑲」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉕」欄のＢの金額を記載します。

⑺　「㉒」欄には、「㉑」欄の雇用者給与等支給額のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額から継続雇用制度対象者に係る金額を差し引いた金額を記載します。

⑻　「㉒」欄のＢの月数には、適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数を記載します。

⑼　「設備の概要」欄には、その設備が革新的情報産業活用設備に該当することの詳細を記載します。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

旧措法第10条の５の５、令和２年改正法附則第58条